

長崎労働局発表
令和3年3月1日

(案)

担当	長崎労働局 雇用環境・均等室
	雇用環境改善・均等推進監理官 池田 秀義
	室長 補佐 市川 卓也
	電話 095-801-0050

「同一労働同一賃金」が全面施行となります！

4月1日から全ての企業で正社員と非正規雇用労働者の不合理な待遇差が禁止されます

2021年4月1日からパートタイム・有期雇用労働法に基づくいわゆる「同一労働同一賃金」が中小企業にも適用されます。(大企業は昨年4月1日より施行済)

そのため、長崎労働局では、施行に向けて、中小企業事業主の皆さまに対する「同一労働同一賃金」への取組支援を集中的に行います。

事業主に求められることは？

- ① 同じ企業で働く正社員と短時間労働者・有期雇用労働者との間で、基本給や賞与、手当、福利厚生など あらゆる待遇について、不合理な差を設けることが禁止 されます。
- ② 事業主は、短時間労働者・有期雇用労働者から、正社員との待遇の違いやその理由などについて説明を求められた場合は、説明をしなければなりません。

○事業主が取り組むべきことは？

- ・同じ企業内で働く正社員とパートタイム・有期雇用労働者の業務内容や責任の程度などについて点検し、その差について整理し説明できるよう準備しておく必要があります。

○「同一労働同一賃金」に関するお問い合わせは？

- ・法律の相談、同一労働同一賃金の施策に関すること
「パートタイム・有期雇用労働法特別相談窓口」
長崎労働局雇用環境・均等室 電話 095-801-0050

- ・「同一労働同一賃金」を含む働き方改革への取組支援。就業規則・賃金規定の見直し等に関する相談。
長崎働き方改革推進支援センター 電話 0120-168-610

*長崎市内中心部を走る路面電車に、3月から1か月間、「同一労働同一賃金」への企業の取組を推進するために広告を掲載します。

※添付資料

- ① パート・有期法適用間近！パンフレット
- ② 「同一労働同一賃金」に関するオンラインセミナーリーフレット
- ③ 路面電車広告イラスト

※補足説明

不合理な待遇差の禁止について

○短時間労働者・有期雇用労働者の待遇が、正社員との働き方や役割の違いに応じたものとなっているかがポイントです！

正社員と同じ仕事をしているのに、単にパートだから有期雇用だからという理由だけで待遇が低くなることは禁止されます。

基本給や賞与、手当、福利厚生等に差がある場合には、なぜその差が生じているのかについて説明する必要があります。

よくある質問

Q パート従業員にもボーナスを払わなければならないのですか？

A 賞与（ボーナス）を支給する要件が会社の業績等への貢献度とした場合、正社員には夏冬合計4か月の賞与が支給、パートタイム・有期雇用労働者には0であった場合は不合理な待遇差と判断される可能性が高い。

※ただし、業務内容や責任の程度により支給割合に差が生じることは有り得ます。